

伊勢市立学校における
障がいを理由とする差別の解消の推進
に関する職員対応要領

伊勢市教育委員会

目次

I	総論	1
1	趣旨	1
2	対応要領の対象	1
	（1）対象となる学校	1
3	法の背景と基本的な考え方	1
	（1）障害者制度改革	1
	（2）障害者差別禁止の基本原則	2
	（3）法の基本的な考え方	3
	（4）行政機関等の義務	3
4	対象となる障がい者	3
II	障がいを理由とする差別	5
1	不当な差別的取扱い	5
	（1）基本的な考え方	5
	（2）不当な差別的取扱いとなりうる事例	6
2	合理的配慮	7
	（1）基本的な考え方	7
	（2）合理的配慮として考えられる事例（場面ごとの対応）	9
III	相談等の体制、取組みの推進体制	11
1	相談等の体制	11
	（1）法の規定と相談の対象範囲	11
	（2）相談窓口・調整	12
	（3）相談等の体制	13
2	障がい者差別解消の取組みを推進するための体制	14
IV	研修・啓発	14
1	教職員研修の実施	14
2	学校における取組みの推進	14
V	見直し等	14

I 総論

1 趣旨

この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成 30 年条例第 69 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 7 条及び条例第 10 条に規定する事項に関し、伊勢市立学校に属する教職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が、法の趣旨を理解し、障がいのある人に対して、適切に対応するための基本的事項を定めるものです。

2 対応要領の対象

（1）対象となる学校

この要領で、学校とは、伊勢市立幼稚園、伊勢市立小学校及び中学校とします。

3 法の背景と基本的な考え方

（1）障害者制度改革

平成 18 年、国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）が採択されました。

我が国では、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、「障害者基本法」の改正や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行など、様々な法整備を進め、一連の取り組みの成果を踏まえて、平成 26 年 1 月、同条約を批准しました。

また、令和 3 年 6 月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が公布され、令和 6 年 4 月から施行されました。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号））。

○法関係の経緯

H16. 6. 4	障害者基本法改正 ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
H18. 12. 13	第 61 回国連総会において障害者権利条約を採択
H19. 9. 28	日本による障害者権利条約への署名
H23. 8. 5	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
H25. 4. 26	障害者差別解消法案閣議決定、国会提出
H25. 6. 26	障害者差別解消法 公布・一部施行
H26. 1. 20	障害者の権利に関する条約締結
H27. 2. 24	障害者差別解消法「基本方針」閣議決定
H28. 4. 1	障害者差別解消法施行
R 3. 6. 4	障害者差別解消法の一部を改正する法律公布 (R6. 4. 1 より施行)
R 5. 3. 14	障害者差別解消法「基本方針（変更）」閣議決定 (R6. 4. 1 より施行)
R 6. 4. 1	改正障害者差別解消法の施行。民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられた。

(2) 障害者差別禁止の基本原則

権利条約は第 2 条において、『障害に基づく差別』とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義しています。

我が国においては、平成 16 年の障害者基本法の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示されました。さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障

害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定されました。

そして、平成25年6月、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の禁止の基本原則を具体化するものとして、障害者差別解消法が制定されました。

また、雇用の分野における障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供については、「障害者の雇用等の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が同月に改正されています。

障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法（差別の禁止にかかる部分）は、平成28年4月に施行されました。

（3）法の基本的な考え方

障害者基本法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、法は、障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、学校に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がい者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

（4）行政機関等の義務

法第7条において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止を行政機関等の法的義務として定めています。そのため、伊勢市立学校も、この義務を負うことになります。

4 対象となる障がい者

法の対象となる障がい者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

これは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、目が見えない、歩けないなど、その人の心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、

社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。

したがって、対象とする障がい者は、障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の所持者に限りません。

Ⅱ 障がい者を理由とする差別

法では、障がい者に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定しています。教職員には、障がい者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また、合理的配慮の提供について、障がい者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、これに対応することが求められます。

ここでは、その基本的な考え方と具体例を示していますが、何を差別と感じるかは、対応の仕方によっても左右されることがあり、また、障がいの有無や種別は、必ずしも明確ではありません。常に障がいのある人も含まれていることを念頭に置き、丁寧で分かりやすい対応に心がけるとともに、相手の立場に立って、個別の状況に応じた配慮を行うことが重要です。

○個人的な思想や言論は障害者差別解消法の対象外

法は、行政機関や事業者（伊勢市立学校）を対象にしており、一般私人の行為や、個人の思想、言論は、法による規制にはなじまないと考えられることから、対象にしていません。

しかし、法第4条では、障がい者を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることが国民の責務とされており、教職員として、率先して法の趣旨の実現に向けて取り組まなければなりません。

1 不当な差別的取扱い

（1）基本的な考え方

① 不当な差別的取扱いとは

法及び条例は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービス（物資や財産などの有形物や教育、福祉、医療などの無形役務）や各種機会の提供を拒否し、場所・時間帯などを制限するなど、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止しています。

なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いに該当します。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法及び条例に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバ

シーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要があります。

② 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われるものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に当たるかどうかは、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得が得られるような客観性が必要となります。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者等にその理由をわかりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

（２） 不当な差別的取扱いとなりうる事例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりです。なお、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなります。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要があります。

- 障がいがあることを理由に対応を拒否する。
- 障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来校の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

2 合理的配慮

(1) 基本的な考え方

① 合理的配慮とは

(ア) 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

法及び条例は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めています。

合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。

(イ) 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障がい者本人の意向を尊重しつつ、「②過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。また、求めている内容に対応できない場合においても、代替手段がないか検討することが重要です。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮し、その際、相手方の意向を十分尊重するものとします。

建設的対話に当たっては、障がい者にとっての社会的障壁を除去するた

めの必要かつ実現可能な対応案を共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要です。

例えば、障がい者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられます。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。

- (ウ) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられます。

その際には、社会的障壁を解消するための方法等を相手に分かりやすく伝えることが望ましいです。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がい及び高次機能障がいを含む。)等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含みます。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法及び条例の趣旨に則り、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいです。

- (エ) 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要です。

② 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法及び条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の

要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者等にその理由をわかりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましいです。

その際には前述のとおり、行政機関等と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対話を柔軟に検討することが求められます。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

（２）合理的配慮として考えられる事例（場面ごとの対応）

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、記載した具体例については、②で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要があります。

（物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれた図書等を取って渡す。図書等の位置をわかりやすく伝える。
- 案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、座席位置を扉付近にする。
- 介助者等が付き添う場合、本人だけでなく介助者等の席を隣に用意する。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難な場合に、障がい者に事情を説明し、対応箇所の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。また、ついたて等の活用や設置場所を工夫するなど、プライバシー保護等の配慮を行う。
- 不随意運動等によりプリント等を押さえることが難しい障がい者に対し、教職員がプリントを押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きボード等を用いて、わかりやすく案内し誘導を図る。

○弱視の方から申し出があった際は、座席位置を照明の近くなどその見え方に
応じたふさわしい場所に案内する。

（意思疎通の配慮の具体例）

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を
用いる。また、難聴の方の会議への出席が予定されている場合など、可能な
範囲で、磁気誘導ループなどの補聴援助機器を用意する。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間で
ページ番号等が異なりうることに留意して使用する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに
対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 通常は口頭で行う連絡・案内等を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやす
い記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった
配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用
いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、
内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語
は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表
記するなどの配慮を念頭に置いたわかりやすい内容のメモを、必要に応じて
適時に渡す。
- 介助者等が付き添う場合、介助者等ではなく、本人に話をする。
- 講演会等の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は
聴覚に障がいのある出席者や知的障がいを持つ出席者等に対し、ゆっくり、
丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 講演会等の進行にあたっては、教職員が出席者の障がいの特性にあったサポ
ートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、順番
を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合は、周囲の者の理解を得た上で、
障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い
席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- 駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。
- 他人との接触や多人数の中にいることによる緊張により、発作等がある場合、障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の意思疎通や理解を支援・援助する者の同席を認める。

(法令の規定に基づく資格試験等を実施する場合の具体例)

- 申請書等において、配慮する内容の明示、対応が可能な配慮事項を掲げた配慮事項希望欄を設定する。
- 点字、拡大文字による試験問題及び解答用紙を提供する。
- 車いすで使用できる机を提供する。
- 試験時間中の服薬等を認める。
- 障がいの特性により集団の中で試験を受けることができない場合は、別室での受験を認める。
- 会場の出入口等の段差を解消するためのスロープを設置する。
- 車いす使用者など、配慮が必要な人のための駐車場を用意する。

Ⅲ 相談等の体制、取組みの推進体制

障がい者差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。また、相談事案を集約することにより、障がい者差別に係る事例の集積、共有化を図り、市立学校における障がい者差別解消の取組みに活かしていく必要があります。

1 相談等の体制

(1) 法の規定と相談の対象範囲

- (ア) 「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」とされています。(法第14条)
- (イ) 市教育委員会では、上記の相談のうち、原則として教職員の対応や市が管理する施設、市教育委員会が実施する事業等に関する相談を受けるものとします。
- (ウ) 相談内容が市教育委員会では対応できない事案である場合は、他の適切

な相談機関等を紹介します。

（２）相談窓口・調整

- （ア）上記の相談は、学校教育課において問題の解決に向け相談者と調整を行います。
- （イ）障がい者等が学校教育課に相談しにくい場合等は、広報広聴課または高齢・障がい福祉課が相談を受け、学校教育課と対応について調整することとします。また、高齢・障がい福祉課は、困難事例に対するサポート（助言、情報提供等）も行います。
- （ウ）学校教育課は、相談内容及び対応結果を記録し、高齢・障がい福祉課に報告するものとします。

【対応の留意事項】

障がいやその特性について理解しようとする姿勢が、障がい者等からの相談を受け、必要な調整をするためのベースになります。

○相談を受ける際には、次の事項に留意してください。

- 相談の方法は、面談や電話によるもののほか、メールやファックスでも受け付けること。
- 障がい者等から相談を受ける過程においても、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められること。
- 女性の相談者には女性職員が対応するなど、障がい者の性別に配慮すること。
- 相談への対応は、教職員個人としてではなく、組織として対応すること。
- 学校に関する相談でない場合は、他の所管課等または他の機関のしかるべき相談窓口につなげること。その際には、いわゆる「たらい回し」とならないよう丁寧に対応すること。

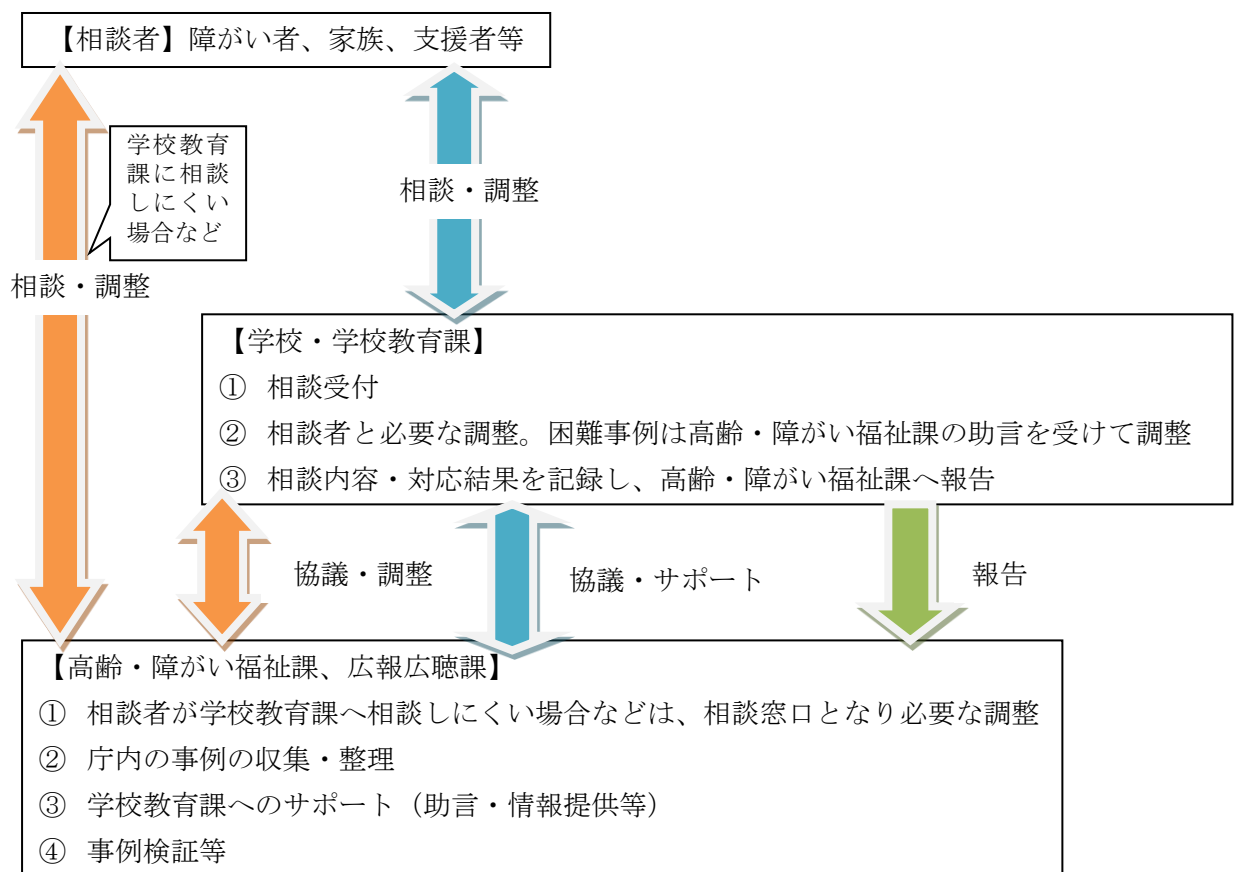
○調整が必要な場合には、次の事項に留意してください。

- 相談者の訴えをよく聴き、「障がいを理由とする差別」とされている事象について、次のようなことを検証・検討し、相談者に結果等を伝え、理解を得るよう努めること。
 - 学校の在り方や関係職員の対応に何か問題があるのかどうか。
 - あるとすれば、それが何で、どのような原因・理由によるものなのか。
 - やむを得ずサービスや配慮が提供できない場合は、客観的に説明できる「正当な理由」や「過重な負担」があるか。

- 改善・解決（例えば、再発防止）に向けた方策や方向性は何か。
- 何ができて何ができないか（今はできなくても将来はどうか）。
- 相談者側に誤解等がある場合や求められた対応ができない場合も、丁寧に説明すること。
- 建設的対話による相互の歩み寄りという点が重要であること。
- PTA 活動等学校の事業に関連して事業者・施設に関する相談を受け調整する場合も、以上については同様であり、事業者等の側の事情について検証し（事業者等に検証を求め）、事業者等への指導も含め、必要な対応をすること。

（３）相談等の体制

～ 相談等の体制（フロー図）～



2 障がい者差別解消の取組みを推進するための体制

学校における相談事例やこれを踏まえた取組み事例を継続的に集約し、集積した情報をフィードバックすることで、市全体の取組みの推進に活かしていきます。

なお、相談事例等については、個人情報の保護に十分に留意するものとします。

IV 研修・啓発

1 教職員研修の実施

教職員研修受講などを通じて、教職員一人ひとりが障がいに対する理解と障がいを理由とする差別の解消に資する基本的な事項の理解を深めるとともに、障がいのある人に対し、対話と共感をもとにした柔軟で丁寧な対応を心掛けられるように努めます。

2 学校における取組みの推進

校長及び園長は、学校における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、教職員の注意を喚起し、認識を深めさせるよう努めるとともに、必要な環境の整備を図ります。また、障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速かつ適切に対処し、その後の取組みに活かしていきます。

V 見直し等

- 対応要領は、国の基本方針の見直しや、不当な差別的取扱い、合理的配慮の事例の集積等を踏まえ、必要に応じて、見直し、充実を図ることとします。
- 対応要領を変更するときは、策定するときの手續に準じて、あらかじめ障がい者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、変更後は遅滞なく公表するものとされています。(法第10条第5項)

対応要領に係る留意事項及び不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく教職員の対応に関する要領に係る対応要領に加えて、留意事項及び学校における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は、以下のとおりです。

1 対象

対象は、「障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。これは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。したがって、対応要領が対象とする障がい者は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限りません。なお、性同一性障がいなどについても「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」ととらえ、本対応要領の対象とします。

2 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 入学、授業、学校行事等の参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。

3 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、本人・保護者に障がいの状況等を確認する。
- 通級による指導、特別支援学級において、特別の教育課程を編成する。

4 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- 移動に困難のある児童生徒等のために、送迎のための駐車場を確保したり、授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりする。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音

を軽減する。

- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らす。
- 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供、聞こえにくさに応じた視覚的な情報や聴覚的な情報・環境の提供、知的障がいにより配慮した分かりやすい指示や教材・教具の提供を行う。
- 知的障がい、発達障がい、言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒等に対し、視覚的な情報提供や端的に答えることができる質問などにより、意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりする。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 試験等において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、拡大文字の使用等を許可する。
- 医療的ケアを要する児童生徒等に対し、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認する。
- 肢体不自由や慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したり、車椅子等の使用を許可したりする。
- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補習を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、タブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- 発達障がい等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、レポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- 対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、学習グループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりする。
- こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を十分に確保したり個別に対応したりする。

5 その他の留意事項

- (1) 障がい者と接する際には、それぞれの障がい特性に応じた対応が求められます。また、障がいのある児童生徒については、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があります。

こうしたことを踏まえ、個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階、個性

等に応じ、適切な支援を行うことが重要であることに留意する必要があります。

合理的配慮については、障がいのある児童生徒及び保護者との間で、以上のようなことを考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること、また、合意形成後も、児童生徒一人ひとりの発達の種類、適応の状況等を勘案・評価しながら柔軟に見直しを行うことが重要です。

(2) 対応要領は、法第7条に規定する「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に関し、教職員による取組を確実なものとするため、教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものであり、基本指針では、対応要領は「行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要」があるとされているところです。

一方、学校は、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、互いに正しく理解しあい、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあり、全ての児童生徒に対して法の趣旨の普及を図るとともに、障がいに関する理解を深めることが重要です。

こうしたことから、児童生徒間で障がいを理由とする差別に関する問題等が生じた場合には、単に職員自身が誤った対処をしなければよいというのではなく、障がいに関する理解が不足している児童生徒がいれば、適切に教え導くべきことが当然であり、また、重要です。

(3) 法は「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的とし、国民には「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること」が求められています。

こうしたことを踏まえると、学校においては、教職員のみならず、全ての児童生徒及びその保護者に対して、広く意識啓発を行うことが重要です。

制定 平成29年8月
改正 令和6年4月